

## (案)

## 庄内南部新規就農者研修受入協議会 設立趣意書

2020年農林業センサス統計において、庄内南部地域（鶴岡市・三川町・庄内町）の農業経営体の60歳以上の割合は69.8%、そのうち70歳以上の割合は29.4%となっており、農業者の高年齢化が顕著になっている。また、今後の農業後継者として期待される20歳から50歳までの農業就業率はわずか10.7%と、農業者の高齢化と後継者不足は深刻な課題となっている。

国においては、新規就農者育成総合対策により、就農準備資金、経営開始資金や経営発展支援事業等の支援施策を展開している。庄内南部地域においてもこれらの施策を活用して青年等が就農しており、これまで年間35名前後で推移してきた新規就農者数が、令和2年度以降の直近5年では平均57名となるなど、国県等による新規就農者確保は一定の効果が認められる。

また鶴岡市においては、令和2年4月に新規就農者の育成確保を目的とした農業経営者育成学校「SEADS」を開校し、農協・教育機関・企業・県等と連携して運営しており、これまでに27名が修了し、地域で農業の担い手として活躍している。

しかしながら、庄内南部地域における基幹的農業従事者数は年間200名のペースで減少しており、依然として農業の担い手の減少を新規就農者で補完するには至っておらず、既存の担い手の経営規模拡大や省力化機械の導入のみでは、地域農業の持続は困難な状況である。

こうした背景を踏まえ、新規就農者の着実な育成確保と担い手としての定着を目的として、庄内南部地域の各市町と各農業協同組合等が共同し、「庄内南部新規就農者研修受入協議会」を設立するものである。

令和 年 月 日

鶴岡農業協同組合 代表理事組合長  
庄内たがわ農業協同組合 代表理事組合長  
余目町農業協同組合 代表理事組合長  
鶴岡市農業委員会 会長  
三川町農業委員会 会長  
庄内町農業委員会 会長  
鶴岡市長  
三川町長  
庄内町長

## (案)

### 鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約の一部改正について

鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約の一部を改正する。

(1) 改正理由

庄内南部新規就農者研修受入協議会の設立に伴い、関係個所を整備するため。

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり。

鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約 新旧対照表

現 行	改 正 後
鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約	<u>庄内南部</u> 新規就農者研修受入協議会規約
(名称及び事業区域)	(名称及び事業区域)
第1条 本協議会は、鶴岡市新規就農者研修受入協議会(以下「協議会」という。)と称する。	第1条 本協議会は、 <u>庄内南部</u> 新規就農者研修受入協議会(以下「協議会」という。)と称する。
2 本協議会の事務所を鶴岡市馬場町9番25号鶴岡市役所農林水産部農政課内に置く。	2 本協議会の事務所を鶴岡市馬場町9番25号鶴岡市役所農林水産部農政課内に置く。
3 本協議会の事業区域は鶴岡市管内とする。	3 本協議会の事業区域は <u>鶴岡市、三川町、庄内町</u> 管内とする。
(目的)	(目的)
第2条 協議会は、新規就農者の研修受入体制を整備し、就農に向けた効果的な研修を行うことで、鶴岡市における新規就農者の定着育成支援を目的とする。	第2条 協議会は、新規就農者の研修受入体制を整備し、就農に向けた効果的な研修を行うことで、 <u>庄内南部</u> における新規就農者の定着育成支援を目的とする。
(事業)	(事業)
第3条 協議会の事業は次のとおりとする	第3条 協議会の事業は次のとおりとする
(1) 新規就農者の研修受入相談	(1) 新規就農者の研修受入相談
(2) 受入農家の募集及び調整	(2) 受入農家の募集及び調整
(3) 研修計画の作成	(3) 研修計画の作成
(4) その他協議会の運営に関し必要な事業	(4) その他協議会の運営に関し必要な事業
(組織)	(組織)
第4条 協議会は次の団体構成員を会員として組織するものとする。	第4条 協議会は次の団体構成員を会員として組織するものとする。
(1) 鶴岡市農業協同組合	(1) 鶴岡市農業協同組合
(2) 庄内たがわ農業協同組合	(2) 庄内たがわ農業協同組合
(3) 鶴岡市農業委員会	<u>(3) 余目町農業協同組合</u>
	<u>(4) 鶴岡市農業委員会</u>

<p>(4) 鶴岡市</p> <p>2 協議会にオブザーバーを置き、次の各号に掲げる者を充てる。</p> <p>(1) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業振興課長</p> <p>(2) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課長</p> <p>(3) その他会長が必要と認める者</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第5条 協議会に会長を置き、鶴岡市農林水産部長を充てる。</p> <p>2 協議会に副会長2名、監事1名を置き、副会長には鶴岡市農業協同組合営農販売部長及び庄内たがわ農業協同組合営農販売部長を充てる。監事には鶴岡市農業委員会事務局長を充てる。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。</p> <p>3 監事は、本会の事業及び会計を監査する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2 会議の議長は、会長が務める。</p> <p>3 通常総会は毎年度1回以上開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>4 総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算に関すること。</p> <p>(3) 諸規定の制定及び廃止に関すること。</p>	<p>(5) <u>三川町農業委員会</u></p> <p>(6) <u>庄内町農業委員会</u></p> <p>(7) 鶴岡市</p> <p>(8) <u>三川町</u></p> <p>(9) <u>庄内町</u></p> <p>2 協議会にオブザーバーを置き、次の各号に掲げる者を充てる。</p> <p>(1) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業振興課長</p> <p>(2) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課長</p> <p>(3) その他会長が必要と認める者</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第5条 協議会に会長を置き、鶴岡市農林水産部長を充てる。</p> <p>2 協議会に副会長<u>3</u>名、監事1名を置き、副会長には鶴岡市農業協同組合営農販売部長、<u>庄内たがわ農業協同組合営農販売部長及び余目町農業協同組合営農販売部長</u>を充てる。監事には鶴岡市農業委員会事務局長を充てる。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。</p> <p>3 監事は、本会の事業及び会計を監査する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2 会議の議長は、会長が務める。</p> <p>3 通常総会は毎年度1回以上開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>4 総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算に関すること。</p> <p>(3) 諸規定の制定及び廃止に関すること。</p>
---	---

(運営委員会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 鶴岡市農業協同組合営農販売部生産振興課長
- (2) 庄内たがわ農業協同組合営農販売部営農企画課長

- (3) 鶴岡市農林水産部農政課長
- (4) 鶴岡市農業委員会事務局長
- (5) 鶴岡市各庁舎産業建設課長

- (6) 鶴岡市新規就農アドバイザー
- (7) その他会長が必要と認める者

3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

4 運営委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

5 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 研修希望者の面談・審査
- (2) 研修計画案の作成
- (3) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の申請支援
- (4) 研修受入農家との調整
- (5) 研修状況の確認・指導
- (6) 就農に向けた相談指導
- (7) 事業計画・予算決算の調製
- (8) 総会議案の作成
- (9) その他協議会の運営に必要な事項

6 運営委員会の庶務は、鶴岡市農政課において処理する。

(事務局)

第10条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、鶴岡市農林水産部農政課内（鶴岡市馬場町9番25号）に事務局を置き、事務局長に農政課課長を充てる。

(事業年度及び会計年度)

第11条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(運営委員会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 鶴岡市農業協同組合営農販売部生産振興課長
- (2) 庄内たがわ農業協同組合営農販売部営農企画課長
- (3) 余目町農業協同組合営農販売部農政企画係長

(4) 鶴岡市農林水産部農政課長

(5) 鶴岡市農業委員会事務局長

(6) 鶴岡市各庁舎産業建設課長

(7) 三川町産業振興課長

(8) 三川町農業委員会事務局長

(9) 庄内町農林課長

(10) 庄内町農業委員会事務局長

(11) 鶴岡市新規就農アドバイザー

(12) その他会長が必要と認める者

3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

4 運営委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

5 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 研修希望者の面談・審査
- (2) 研修計画案の作成
- (3) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の申請支援
- (4) 研修受入農家との調整
- (5) 研修状況の確認・指導
- (6) 就農に向けた相談指導
- (7) 事業計画・予算決算の調製
- (8) 総会議案の作成
- (9) その他協議会の運営に必要な事項

6 運営委員会の庶務は、鶴岡市農政課において処理する。

(事務局)

第10条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、鶴岡市農林水産部農政課内（鶴岡市馬場町9番25号）に事務局を置き、事務局長に鶴岡市農政課長、事務局次長に三川町産業振興課長及び庄内町農林課長を充てる。

(事業年度及び会計年度)

第11条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

<p>(資金)</p> <p>第12条 協議会の事務に要する経費は、構成団体からの負担金等をもって充てる。</p> <p>2 前項の負担金は、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、鶴岡市で等分する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成27年7月6日から施行する。</p> <p>2 協議会の設立当初の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第7条第1項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。</p> <p>3 協議会の設立初年度の事業年度については、第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成29年5月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和元年5月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和6年6月28日から施行する。</p>	<p>(資金)</p> <p>第12条 協議会の事務に要する経費は、構成団体からの負担金等をもって充てる。</p> <p>2 前項の負担金は、<u>鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、余目町農業協同組合、鶴岡市、三川町、庄内町</u>で等分する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成27年7月6日から施行する。</p> <p>2 協議会の設立当初の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第7条第1項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。</p> <p>3 協議会の設立初年度の事業年度については、第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成29年5月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和元年5月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和6年6月28日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規約は、令和7年3月27日から施行する。</u></p>
---	---

## (案)

### 令和7年度 庄内南部新規就農者研修受入協議会 事業計画(案)

新規就農者の着実な育成確保と担い手としての定着を図るため、本協議会において以下の事業を実施する。

#### (1) 新規就農に向けた農業研修の実施

- ・ 研修希望者面接会の開催
- ・ 研修計画の作成支援
- ・ 研修受入農家の募集、研修先決定に至るまでの調整
- ・ 現地巡回等の定期的な研修状況把握による適切かつ効果的な研修の提供
- ・ 「シニアアドバイザー」及び「就農支援アドバイザー」による就農支援
- ・ 独立自営就農、雇用就農、第三者継承等、就農形態に応じた準備支援
- ・ 新規就農後の経営安定、定着までの相談支援

#### (2) 新規就農者育成総合対策「就農準備資金」の活用に向けた支援

- ・ 申請書類作成時における指導、助言
- ・ 研修日誌、状況報告書類等の作成に関する指導・助言 など

#### (3) 研修会・意見交換会等の実施

- ・ 研修生と地域の農業者の交流及びネットワークづくり等を目的とした研修会や意見交換会、交流会の開催
- ・ 受入農家意見交換会の開催 など

#### (4) 地域定住農業者育成コンソーシアム等との連携

- ・ 「食と農のビジネス塾」など、コンソーシアムが行う各種事業への協力
- ・ 「庄内アグリユース」等新規就農者を中心とした組織が行う活動への参加・開催支援

#### (5) 新規就農希望者へのPRや就農イベントへの出展

- ・ 地元在住者への研修希望の掘り起こし(案内リーフレットの作成・活用)
- ・ 地元在住者に限らず県外からも広く就農希望者を受け入れるため、「新・農業人フェア」等の首都圏で開催される就農相談会への出展 など